

北海道神恵内村基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

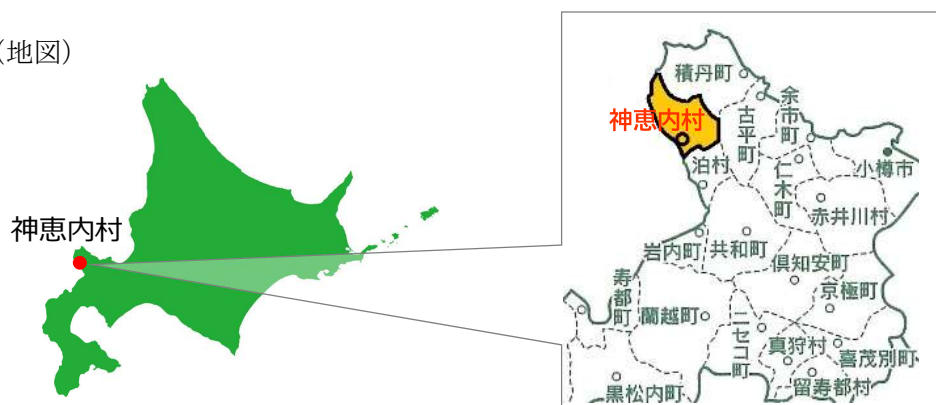
設定する区域は、令和６年４月１日現在における北海道神恵内村の行政区域とする。

面積は、概ね１４，７７９ヘクタール（神恵内村面積）である。

本区域は、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（ニセコ積丹小樽海岸国定公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（積丹半島海岸段崖植物群落、積丹～余別岳山岳植生）、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮すべき事項を記載する。

また、本促進地域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園及びその他の環境保全上重要な地域（生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地）は存在しない。

（地図）



（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

神恵内村は、日本海に突き出た積丹半島の西側中央部に位置し、総面積１４７．７９㎡（村域は東西１３．７３km、南北３９．２７km）を有し、周辺を積丹町（北東側）、古平町（東側）、泊村（南側）に囲まれている。地勢は山岳が海岸線に突出しており、総面積の８６％が国有林野で占められ、耕地は古宇川沿いの平坦地を除いて傾斜地が多く、農耕適地に恵まれず漁業により開拓された村である。

半島を包む海は、夏になると紺碧に輝く「シャコタンブルー」と呼ばれ、夏を中心にドライブや海水浴、キャンプなど多くの観光客でにぎわっている。また「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されている海食崖が連なる急峻な海岸地形は、「秘境」と呼ぶにふさわしく、地域固有の貴重な景観資源となっている。

観光入込客数については、平成８年１２月、国道２２９号積丹半島周回道路の全線開通

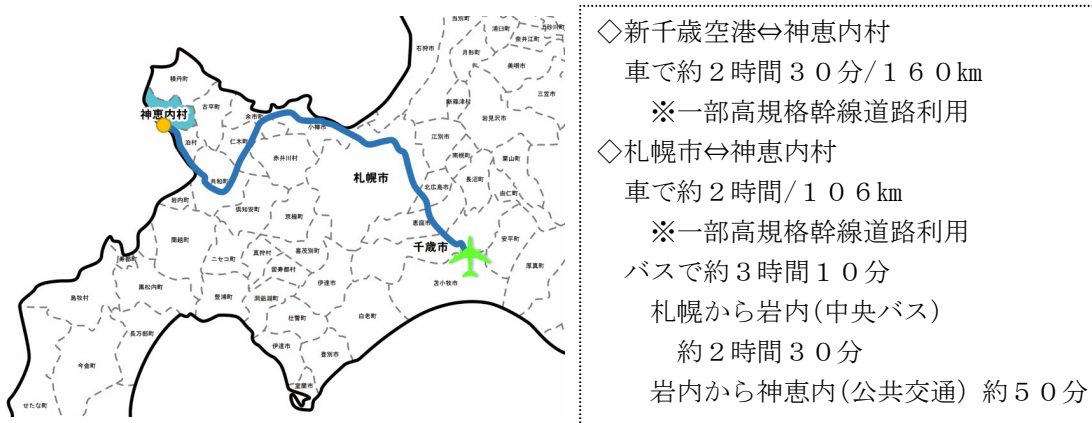
を受け、翌年の平成9年には対前年比2倍強の73万人の入込があり、平成13年までは50万人台で推移していたが徐々に減少し、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や観光地域間の誘客競争も激化し、近年は20万人に届かない状況が続いている。



(神恵内村企画振興課調べ)

②インフラの整備状況

道路については、小樽市から積丹郡積丹町を經由して、桧山郡江差町へ至る一般国道229号が神恵内村内を南北に縦断している。また、現在、北海道横断自動車道「黒松内・小樽間」の工事が行われており、隣々接する共和町にインターチェンジが設置される予定である。これにより、インバウンド観光の拠点となっている小樽やニセコ・倶知安エリアへのアクセスが一層向上することが見込まれ、札幌をはじめとする都市部との往来の迅速性も図られる。バス路線は令和6年9月末の中央バス撤退が決定しているものの、神恵内村、泊村、岩内町、共和町等で行く「岩宇地域公共交通活性化協議会」が主体となり、代替バスを運行させ、地域の足を守る方針である。



③産業構造

神恵内村は、古くから漁業を基幹産業として発展を遂げてきたが、令和2年国勢調査によると神恵内村の産業別15歳以上の就業者数は、総数391人に対し、第1次産業が54人（13.8%）、第2次産業が46人（11.8%）、第3次産業が289人（73.9%）となっている。特に第1次産業のほとんどを占める漁業就業者は52人で10年前の調査（平成22年国勢調査）から半減している。漁業者減少の要因は、高齢化や担い手不足といった全国的課題に加え、本道の漁業は海洋環境の変化等で漁獲の変動が激しく、特に日本海沿岸においては他地域と比べて栽培漁業の割合が低いいため、漁業経営状況は一層厳しさを増している。また、水産加工場は1990年代初頭において4～5か所で営業していたが、現在は小規模事業所1か所となり、水産加工に従事する第2次産業就業者や魚介・加工品を販売・提供する商業・宿泊業などの第3次産業就業者も減少し、観光産業の衰退も招いている。こうしたことから新たな漁業者の新規参入や生産規模の拡大による関連産業の雇用の創出ならびに観光消費の拡大による村内経済全体への波及が必要である。

神恵内村の産業別就業者数の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	105	15.8	123	19.1	103	20.9	87	18.4	54	13.8
第二次産業	182	27.3	200	31.1	76	15.4	54	11.4	46	11.8
第三次産業	379	56.9	321	49.8	313	63.6	331	70.1	289	73.9
合計	666	100.0	644	100.0	492	100.0	472	100.0	391	99.5

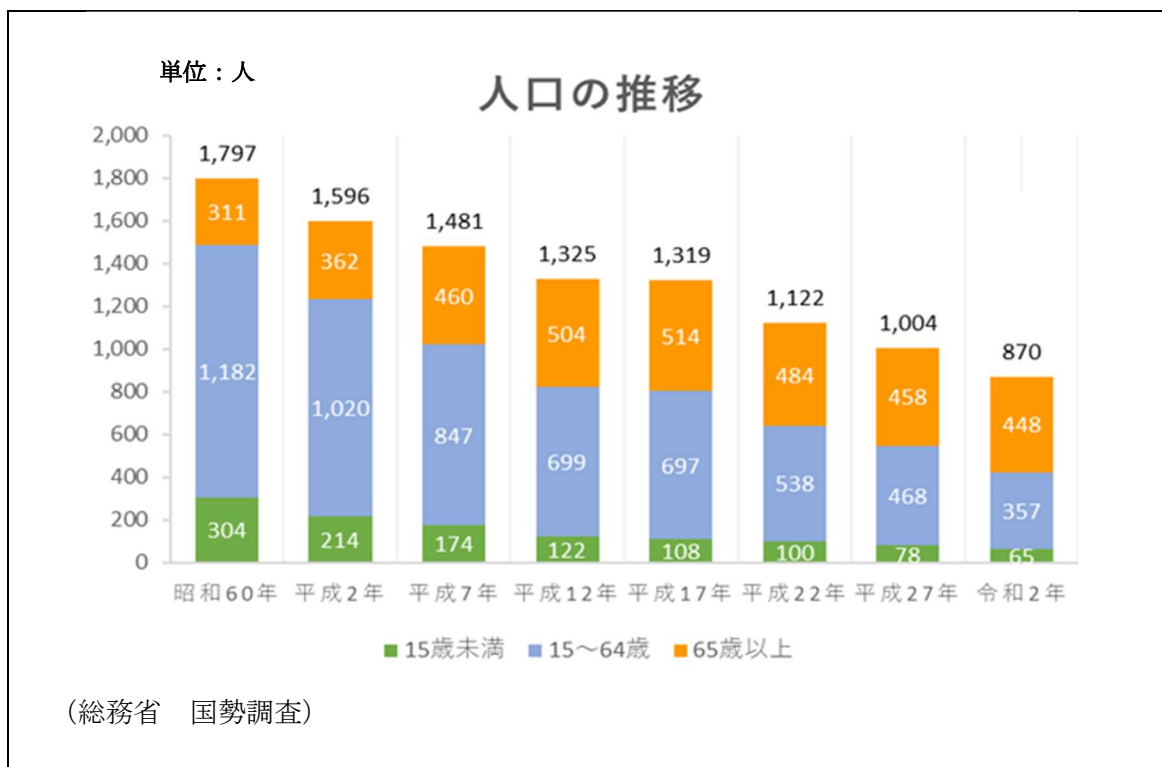
（国勢調査）※令和2年は、2人が分類不能の産業に属するため合計欄は一致しない。

④人口分布の状況等

本村の人口は742人（令和6年3月31日・住民基本台帳）で、道内179市町村の中で2番目に人口が少ない。総人口の推移を国勢調査結果からみると、昭和60年では1,797人であったが、その後令和2年に870人と、この35年間で総人口は927人、51.6%減と一貫して減少が続いている。

人口減少の要因は、経済的及び社会的要因もあるが、基幹産業である沿岸漁業の極度の不振、地場産業の低迷、新規産業立地の停滞などにより、雇用機会の狭小化などを引き起こし、特に若年層が流出していることが大きい。またこれによって、高齢化も加速している状況である。

今後も減少傾向が続くことが予想されており、社人研推計準拠による将来推計をみると、総人口は令和22（2040）年に557人、令和42（2060）年に334人と推計されている。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本村は漁業を基幹産業として発展してきたが、ニシン漁が不振に陥ると漁業生産が急激に減少するほか、他地域と比べて低い栽培漁業の割合、漁業者の減少・高齢化等の課題を抱えている。

このため、平成22年から磯焼けの海域で藻場造成に取り組む「神恵内村藻場LANDプロジェクト」をスタートし、産・官・学・漁業者が協働する海の森づくりを進めているほか、「第2期浜の活力再生プラン」に掲げる水産資源の安定と増大による生産性の向上、新規販路の開拓と魚価の付加価値向上、漁労経費の削減や収益性の向上に向けて漁業者が主体となって取り組んでいる。

また、観光についても、漁業とともに地域経済の礎を担う主要産業の一つと位置付けており、昭和47年に「青少年旅行村」がオープン、平成4年に「リフレッシュプラザ温泉998」、平成8年に「珊瑚内ぬくもり温泉」が完成し、平成22年には待望の道の駅「オスコイ！かもえない」が再オープンし、「観光での村おこし」を順調に進めてきた。

令和2年4月に「リフレッシュプラザ温泉998」が設備の老朽化等によって閉館されたものの、令和6年度中に本村の観光施設の目玉として、「再生可能エネルギーを活用した温泉施設」を整備予定である。

これらの個性ある豊富な地域資源を最大限に活かし、水産資源やそれらの加工などにより地域の稼ぐ力を向上させるとともに、新たな観光メニューの構築や既存事業のさらなる磨き上げにより地域の魅力を高め、国内外の観光客を誘致する。こうして域外から獲得した外貨を水産業や観光産業とそれらの関連産業の強化、さらに新規事業の創出などにより、域内での消費と投資へと結びつけるなど、付加価値を創出する仕組みをつくり、地域経済の好循環を推進する。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	183百万円	皆増

(算定根拠)

- ・1件あたり47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.3倍の波及効果をもたらし、促進区域で約183百万円での付加価値を創出することを目指す。
- ・波及効果は、平成27年北海道産業連関表一産業別（13部門）の逆行列係数表において、基本計画で特に振興する漁業、サービス業の列和より引用し、その影響力係数の平均値が1.3倍であることを根拠とした
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の雇用増を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3件	皆増
地域経済牽引事業の雇用増	—	3人	皆増

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額〔令和3年経済センサスー活動調査〕を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上高が開始年度より12%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度より1人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①神恵内村のウニ・ナマコ等の特産物や陸上養殖で期待されるウナギ・エビ等を活用した食料品関連分野
- ②神恵内村の地域資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

- ①神恵内村のウニ・ナマコ等の特産物や陸上養殖で期待されるウナギ・エビ等を活用した食料品関連分野

神恵内村において引き続き漁業を主産業として持続させるには、「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換が必要である。下表は神恵内村の過去10年における主要魚種の生産高を示したものであるが、総漁獲量を前期と後期で比較すると、近5年は増加に転じているが、これは養殖ほたての生産量の増加によるもので、沿岸漁業は低迷しており、特に秋サケ漁の漁獲高の変動が激しく、気候変動による海水温の上昇や稚魚の成長不良などが考えられる。

神恵内村における主要魚種の生産高（過去10年）

（単位：トン／千円）

年 魚種名	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
さ け	25	9,818	20	8,130	40	17,796	34	17,389	94	86,154
ま す	15	6,338	6	3,380	5	4,295	9	4,873	1	994
た ら	79	7,449	24	4,220	21	6,017	60	12,241	61	12,238
ほ っ け	271	18,950	236	35,847	153	32,825	213	37,443	44	7,964
ひ ら め	36	21,368	34	19,690	26	18,490	18	11,591	20	15,242
その他魚類	107	23,504	111	13,301	108	17,558	79	21,429	86	23,980
きたむらさきうに	3	16,522	4	35,127	3	24,750	3	26,871	4	27,998
ほたて貝	31	9,709	88	25,822	119	48,883	102	45,560	52	25,698
総 計	742	324,459	706	337,892	660	333,421	692	300,977	540	287,071

年 魚種名	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
さ け	23	12,322	29	10,814	34	15,188	50	33,108	135	75,609
ま す	14	7,953	15	6,241	10	4,892	18	5,880	11	5,837
た ら	102	15,317	221	15,475	256	18,612	148	5,520	94	4,059
ほ っ け	104	15,517	295	14,573	231	9,898	154	6,163	129	6,917

ひ ら め	27	19,375	39	25,340	52	24,781	28	15,630	52	26,004
その他魚類	178	45,993	206	42,762	154	27,870	63	16,275	145	39,685
きたむらさきうに	4	38,547	4	44,707	3	27,107	4	38,580	3	37,473
ほたて貝	165	33,287	148	35,365	197	29,027	221	50,916	220	101,454
総 計	760	300,368	1,143	295,830	1,092	249,983	803	278,830	867	375,889

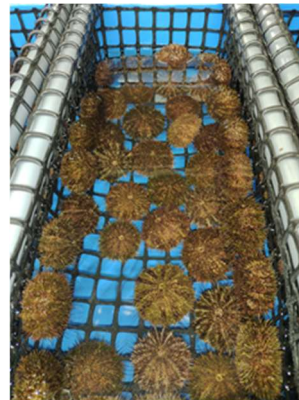
(北海道水産林務部 北海道水産現勢)

これまで国の地方創生事業等によりナマコ簡易採苗・飼育事業、ウニ短期養殖事業、藻場造成事業等に取り組んできた。特に2016年から開始したウニの短期養殖は、漁期の終わる9月以降に身入りの悪いウニを採取し、漁港内の静穏域で漁業者自ら餌（白菜・かぼちゃ）を与え、剥き身に加工して年末年始の需要期に出荷するなど自走化・ブランド化に成功している。しかし、海面養殖においては、地球温暖化による海水温の上昇や赤潮などの外部環境が品質や収量に大きな影響を与える課題もあり、2019年からは、ウニの陸上養殖事業化に向けた実証実験にも取り組んできた。閉鎖式循環ろ過技術の向上や再エネ・ICTを活用することによって電力コストや労働の省力化で安定経営が可能となり、陸上養殖は気象に左右されない通年出荷が可能となることから、生産高の増加による漁業者の所得向上や新たな雇用の創出が期待される場所であるが、立地場所が狭いことや莫大なインシヤルコストの捻出をどうするかなど、未だ課題も残るところである。また、村内の食料品関連事業者は、漁協女性部や商業を営む傍ら水産加工品を製造し、地元道の駅での販売やふるさと納税返礼品として取り扱う程度の小規模なものである。

以上を踏まえ、ウニ陸上養殖事業、さらにその他の魚貝・水産動物・海藻類の陸上養殖の事業展開を民間事業者と共創することで食料品関連事業者の村内進出を促進し、新たな雇用の創出や担い手の確保、さらには商業や観光業等の他分野にも経済的波及効果をもたらすことで、地域経済全体の稼ぐ力の増加を目指す。



▲漁業者が短期養殖で製造した商品



▲陸上養殖実証実験のエゾバフンウニ

②神恵内村の地域資源を活用した観光関連分野

神恵内村には、手付かずの自然が数多く存在し、平成8年に一般国道229号積丹半島周回道路が全面開通した今も陸上からは見ることのできない奇岩や海岸爆と呼ばれる海に直接流れ落ちる滝などの壮大な自然景観の他にも、村の玄関口には入江に架かる高架橋、ニシン漁の面影を残す袋澗、歴史ある旧道・隧道などの人口建造物を海上遊覧やドローン空撮で楽しむ愛好家も少なくはないが、こうした地域資源を観光産業として提供でき

る事業者がない。また、前浜や海岸一帯では、以前は多くの海水浴客で賑わっていたが、防災上や密漁防止の観点から遊泳可能な場所がなく、歴史ある村営キャンプ施設の青少年旅行村も設備の老朽化やアウトドア志向の多様化等で入り込みが激減している。近郊のニセコエリアでは、アフターコロナから再び外国人観光客が急増しており、中長期滞在する中でニセコにはない景色や非日常体験を求めるニーズも多い現状に鑑み、村内誘客のための二次交通の確保、体験コンテンツの充実はもとより、これを事業展開し地域経済を牽引するプレーヤーを誘致・育成することが課題となっている。

以上を踏まえ、神恵内村は観光関連分野において大きな強みと発展ポテンシャルを有していることから、観光関連産業間など幅広い業種間で連携しつつ、豊かな自然景観を活用した非日常体験を提供し、他地域との差別化を図ることや、「食」をはじめとし特産物を活用して観光客の消費を促し、域外からの外資・投資を獲得することで地域事業者の稼ぐ力を高め、地域全体の付加価値を高めていく。



▲西の河原漁船クルージング



▲窓岩



▲シシャモナイの滝

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している本促進区域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本村にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税の免除を行う。

②北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

③神恵内村企業立地促進条例

本村では、一定の要件を課した上で、事業所等の新設に係る投資に対する固定資産税の免除、助成金の交付に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する事業所等の新設に係る投資に対する固定資産税について減免を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

村内立地事業者の事業内容・製品等の特徴やアピールポイント等に関する情報を収集し、取りまとめるとともに、村ホームページによる公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決には関係機関が一体となって対応するとともに、北海道経済部産業振興局産業振興課内、神恵内村企画振興課内に相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び神恵内村が連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①立地事業者へのフォローアップ

立地事業者フォローアップ事業の展開や立地事業者への定期的な訪問活動やアンケート調査などにより、立地事業者の現状やニーズ把握に努め、企業にとって有益な対応を実施・検討する。

②賃上げ促進支援

北海道および北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度 ～令和10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
②北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
③神恵内村企業立地促進条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
村内立地事業者の事業内容及び製品データの公開	立地事業者からの情報収集（随時）	データの作成・公開・運用・データ時点修正	運用・データ時点修正
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
①立地事業者へのフォローアップ	訪問・アンケート調査（随時）	訪問・アンケート調査（随時）	訪問・アンケート調査（随時）
②賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たり、神恵内村は地域に存在する支援機関（神恵内村商工会、古宇郡漁業協同組合）ならびに地域商社と連携し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 神恵内村商工会

小規模事業者の経営や技術の改善発達のため、金融、税務、経営、労務などの指導や相談、また、地域づくりと商工業振興のため、様々な事業に取り組んでいる。

さらには、創業支援のワンストップ窓口として、創業支援計画作成の相談など創業支援を行っているほか、近年は観光産業における起業、新事業の展開及び事業承継などの講義も行っている。商工会が有する経営基盤強化や新規事業促進など蓄積されたノウハウを活用し、実践的かつ継続的なフォローアップを行い、事業者ニーズへの迅速な対応を行う。

② 古宇郡漁業協同組合

古宇郡地域は、古宇郡泊村と神恵内村の2村から構成され、平成21年に泊・盃・神恵内の3漁協の合併により古宇郡漁業協同組合が発足した。漁協ならびに全漁業者は6次産業化を目指し、浜の女性部による新加工品開発を進め、行政や地域商社と連携し、国内外消費地での販売促進に力を入れている。また、本村にある神恵内支所は屋根付岸壁と高度衛生管理型荷捌施設として令和5年度末に建替えられており、衛生管理の徹底した高品質な水産物の安定供給を目指す観点から積極的な支援を行う。

③地域商社 株式会社キットブルー

国の地方創生推進交付金の採択を受け、神恵内村、岩内町、泊村の3町村と古宇郡漁協、岩内郡漁協で構成される積丹半島地域活性化協議会が中心となって協議を進め、3町村出資による地域商社として平成29年10月に設立。本店を神恵内村に置いている。

これまで「持続可能な漁村まちづくり」を目的に、地域の特産品であるナマコ・ウニを国内外に販売し、地域資源の魅力やブランド力を発信するとともに漁業者の所得向上を目指してきた。今後は、さまざまな魚種を対象にブランド化に向けた情報発信やPR事業を展開し、トレサビリティの確立や国内外販路開拓などに力を入れる一方で、観光・雇用・空き家対策・脱炭素化など地域の課題解決と地域の稼ぐ力を向上させるべく、村内事業者に寄り添った事業展開を目指しており、地域経済牽引事業の共創パートナーとして積極的な支援を行っていく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

自然公園法に規定する国定公園区域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域

経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

さらには、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。本地域は冬期の降雪量が多く、また、観光客の往来も多いため、特に交通安全対策に配慮が必要であり、冬期の除雪及び車両出入口の安全対策の実施を求めていく。

(3) その他 PDCA体制の整備等

神恵内村企画振興課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。

なお、必要に応じ支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画は、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和11年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。